

違反車両1台の運転手に指導を実施

特殊車両の取締りを行いました（今年度4回目）

小樽開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（一定の重さ・大きさを超える大型車両）の取締りを行いました。

計測車両3台のうち1台で違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し、指導を実施しました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」(※)に基づき、違反者対策の強化を進めています。

小樽開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

- 1 実施日時 令和2年9月8日（火）（降雨による開始遅延）14:00 ～ 15:30
- 2 実施場所 一般国道5号 国富チェーン着脱場（共和町国富）
- 3 取締結果 計測車両 全3台 うち違反車両 1台
(違反車両の内訳) 無許可 1台
(指導の内容) 警告書交付 1台


「世界の後志」を目指して

【道路管理者からのお願い】

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行許可制度への一層の御理解と御協力をお願いするとともに、申請手続についてお気軽に申請窓口（札幌開発建設部：011-611-4160）まで御相談ください。

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページで御覧いただけます。 https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部

公物管理課 課長 西田 宙史（電話 0134-23-5259）

公物管理課 課長補佐 諏訪弥貴子（電話 0134-23-5259）

小樽開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ot/>



第4回 特殊車両取締実施状況

・ドライバー対応状況



・寸法測定状況

